

環境農林水産部

大阪維新の会 政調会 配席表【環境農林水産部】平成26年9月8日(月) 16時25分～17時20分 第1委員会室

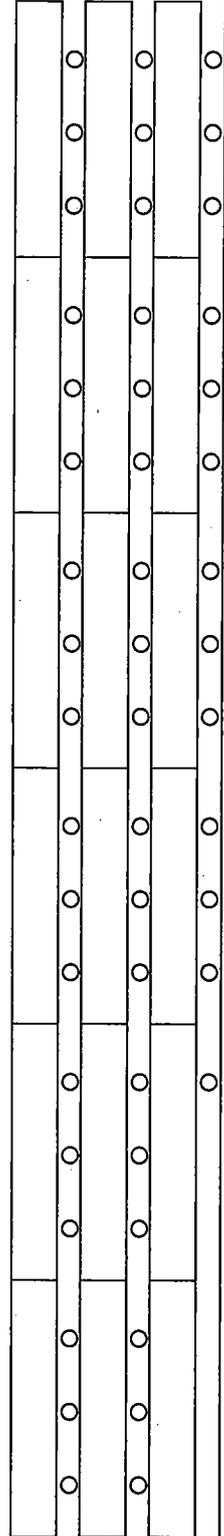
出入口

出入口

北宅 農政室長
 坂本 農政室
 推進課長
 高橋 農政室
 整備課長
 増永 流通対策室長
 松岡 流通対策室
 副理事
 杉本 流通対策室課長
 (市場担当)
 藤岡 流通対策室課長
 (大阪府ブランド推進担当)
 北出 水産課長
 西池 動物愛護畜産課長



石川 環境農林水産部長
 竹柴 環境政策監
 小幡 環境農林水産部理事
 植田 環境農林水産部次長
 南部 環境農林水産総務課長
 梶山 環境農林水産部副理事
 宇田 検査指導課長
 勝又 みどり・都市環境室長
 原 みどり・都市環境室
 みどり推進課長
 西村 みどり・都市環境室
 地球環境課長
 石神 エネルギー政策課長
 磯田 循環型社会推進室長
 水丸 循環型社会推進室
 副理事
 田邊 循環型社会推進室
 資源循環課長
 中西 循環型社会推進室
 産業廃棄物指導課長
 谷口 環境管理室長
 片山 環境管理室
 環境保全課長
 見林 環境管理室
 事業所指導課長
 福山 環境管理室
 交通環境課長



正副政調会長

事務局 □ □
 事務局 □ □
 アイク操作 □ □

TV
 モニター
 操作盤

平成26年9月政調会 環境農林水産部 資料目次

【補正予算案】

平成26年度9月補正予算案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
----------------------------------	---

【提出予定議案（予算案を除く）】

平成26年9月（前半）定例府議会提出予定議案（予算案を除く）概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
--	---

【主要施策等説明資料】

森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議の検討状況・・	5
土砂の埋立て等の規制に関する条例の検討について・・・・・・・・	7
大阪府食品流通センター府保有株式売却先の再公募について・・	8
平成25年度における豊かな環境の保全及び創造に関して 講じた施策の概要・・・・・・・・	9
（地独）環境農林水産総合研究所の業務実績に関する評価結果等の 報告について・・・・・・・・	11

環境農林水産部 平成26年度9月補正予算案【一般会計補正予算(第2号)】の概要

一 般 会 計	平成26年度9月補正(第2号)予算額	856万9千円	(内示額)
	平成26年度現計予算額	184億6,245万6千円	
	平成26年度9月補正(第2号)後予算額	184億7,102万5千円	

上段：平成26年度9月補正内示額(今回補正)

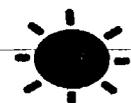
中段：平成26年度現計

下段：平成26年度9月補正(第2号)後

事業名	事業費	概要
再生可能エネルギー等 導入推進基金事業費	856万9千円 9億3,339万4千円 9億4,196万3千円	<p>東日本大震災による原発事故を契機に、エネルギー需給がひっ迫するとともに、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型電源によるエネルギーシステムの導入が課題となる中、国の「再生可能エネルギー等導入推進基金(GND基金)」を活用し、府域において災害時に地域の防災拠点となる公共施設や民間施設での再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等の導入を進め、災害に強く低炭素な地域づくりを進めている。造成した基金の残額を、事業期間内(平成27年度末)に可能な限り執行し、基金の有効活用を図るため、9月補正予算により追加事業を前倒しして実施する。</p> <p>①市町村施設における再生可能エネルギー等の導入(856万9千円) 小中学校、野外活動センター、道の駅、体育館等</p> <p>②府有施設における再生可能エネルギー等の導入(1,744万1千円) 保健所、子ども家庭センター、府立学校等 ※健康医療部、福祉部、教育委員会で予算計上</p>

平成26年度9月補正予算案概要（大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業）

事業の概要とH25年度の事業選定結果



- ◆国から配分を受けた19億円について、府が基金を造成
- ◆3年間（25年度～27年度）で、防災拠点や避難所など災害時に機能を果たす、府有施設、市町村施設（政令市を除く）、民間施設に太陽光発電設備や蓄電池等の導入を進める。
- ◆事業選定にあたっては、外部有識者で構成する事業評価委員会での審査結果を踏まえ、府において実施対象として決定する。
- ◆H25年度の事業選定結果 ⇒【計 約13億円】
 - ・府有施設：1施設（大手前庁舎）
→26年度に設計、27年度に工事を行うため、現在、設計業務委託の手続き中
 - ・市町村施設：23市町54施設（小中学校、福祉施設、庁舎、病院、体育館、コミュニティセンター等）
 - ・民間施設：2施設（病院、福祉施設）
→26年度に事業を開始する市町村52施設及び民間施設2施設において、設計・工事を実施中



補正理由

基金残額約6億円について、事業期間内（平成27年度末）に可能な限り執行し、基金の有効活用を図る必要がある。太陽光発電設備や蓄電池の設置等に係る設計及び工事に1年以上の期間を要することから、9月補正予算により追加事業を前倒して実施するもの。

追加事業の内訳と補正予算額

【市町村施設（政令市を除く）：環境農林水産部で予算計上 ⇒ **8,569千円**】

- ◆平成26年4月23日から5月30日まで市町村・民間事業者に対して追加事業の公募を実施
⇒ 公募申込：7市町17施設（小中学校、庁舎、体育館等） ※民間施設の申込みは無し
- ◆6市町11施設（小中学校、野外活動C、道の駅、体育館等）を追加施設として選定



【府有施設：それぞれの施設所管部局で予算計上（健康医療部、福祉部、教育委員会） ⇒ **17,441千円**】

- ◆9施設を追加施設として選定
 - 健康医療部：3基幹保健所（茨木・藤井寺・泉佐野）
 - 福祉部：中央子ども家庭センター、一時保護所
 - 教育委員会：4府立学校（山田高・守口東高・大塚高・信太高）

- ◆追加事業に係る事業費（予定）
 - ◎設計費等《9月補正予算額》（8,569千円+17,441千円）+◎工事費等《H27年度》（610,405千円）
=636,415千円
- ◆今後、事業執行中に入札差金等により基金残額が追加発生した場合、今回の選定からもれた補欠（次点）の市町村施設を繰り上げて事業実施、または民間施設の追加公募を実施予定。

環境農林水産部 平成26年9月定例府議会提出予定議案の概要

1 条例案（6件）

件 名	概 要	所 管 課
大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>1 地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律等に基づく事務の一部を東大阪市ほか2市が処理することとする。</p> <p style="text-align: center;">施行日：平成27年1月1日ほか</p> <p>2 土壤汚染対策法の改正に伴い、規定の整備（条項ずれ是正等）を行う。</p> <p style="text-align: center;">施行日：平成27年4月1日</p>	みどり・都市環境室みどり推進課、環境管理室環境保全課、農政室整備課、水産課、動物愛護畜産課
大阪府生活環境の保全等に関する条例一部改正の件	<p>地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、本条例に基づく事務の一部を大阪市ほか24市町村が処理することとする。</p> <p style="text-align: center;">施行日：平成26年11月1日ほか</p>	環境管理室環境保全課、事業所指導課
大阪府中央卸売市場業務規程	<p>譲り受けて市場施設とする冷蔵施設の使用料を設定するなど、所要の改正を行う。</p> <p style="text-align: center;">・西冷蔵庫（施設一式）（月額）635、552円 施行日：平成26年11月1日</p>	中央卸売市場
大阪府家畜保健衛生所設置条例一部改正の件	<p>薬事法の改正に伴い、規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: center;">施行日：平成26年11月25日</p>	動物愛護畜産課
大阪府環境審議会条例一部改正の件	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: center;">施行日：規則で定める日</p>	動物愛護畜産課
大阪府環境農林水産行政事務手数料条例一部改正の件	<p>薬事法等改正に伴い、再生医療等製品の販売業の許可等に係る手数料を設定するなど、所要の改正を行う。</p> <p style="text-align: center;">・再生医療等製品の販売業の許可 29,000円 等 施行日：平成26年11月25日</p>	動物愛護畜産課

2 報告議案（2件）

件 名	概 要	所 管 課
地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の業務実績に関する評価結果報告の件	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所評価委員会から同研究所の平成25事業年度業務実績に関する評価結果の報告を受けたため、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により報告するもの。	環境農林水産総務課
平成25年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告の件	大阪府環境基本条例第9条第1項の規定により、平成25年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を報告するもの。	環境農林水産総務課

背景・現状

森林関係予算は年々減少
 >平成24年度予算は、平成14年度の約4割まで減少

現在、予防的対策は実施できていない
 (山地災害危険地区1,355地区のうち約6割が未着手)

集中豪雨の多発
 >災害発生リスクが増大
 (近年、1時間降水量50mm超の豪雨発生回数が増加)

収穫期にある41年生以上のスギ・ヒノキ林が全体の約7割

林業就業者数は約360人、この25年間で約4割減

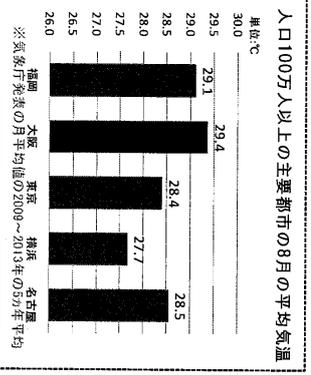
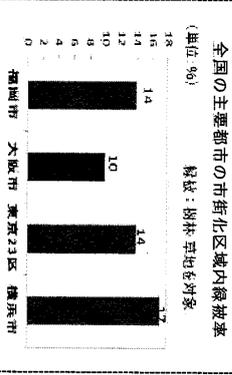
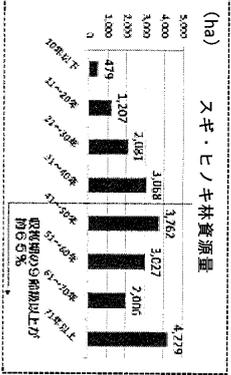
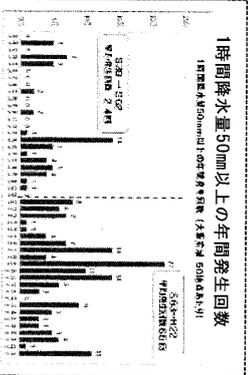
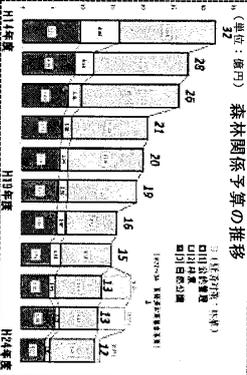
林業経営意欲の低下による間伐の停滞

健全な森づくり

緑化目標
 ・市街化区域の緑被率 20% (H37年度まで)
 ・みどりの大阪推進計画
 ・新たに緑地の創出が必要な面積 約6,000ha

大阪の市街化区域内の緑被率は、全国の主要都市の中で最低水準
 >世界40都市ランキングでの緑の評価 大阪：31位 (東京：22位)

大阪は全国の人口100万人以上の主要都市の中で、8月の平均気温が一番高い
 >ヒートアイランド現象が顕著
 >熱中症等による救急搬送者数は、H25年で4,000名を越え、近年増加傾向

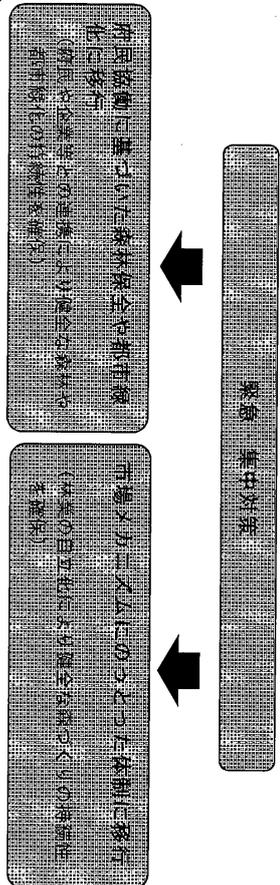


基本的な考え方

- ① 自然災害から府民の暮らしを守る
 自然災害の防止等について、既存の施策では対応できていない緊急課題に対応し、府民の安全・安心な暮らしを創出
- ② 健全な森林を“次世代”につなぐ
 森づくりについて、林業経営が息詰めるエリアに限定して、林業の自立化を支える基盤づくりと人材育成などにより、健全な森林を次世代に引き継ぐ
- ③ みどりの充実により魅力ある大阪を創出する
 都市のみどりについて、景観対策としての緑地の創出や市街地内の樹林地、農地の保全・活用などに新たに取組むことで、生活環境を改善するとともに、都市の魅力向上

対策実施にあたっての考え方

森林の保全や都市のみどりの創出については、3つの基本テーマの取組みの中で、緊急的かつ集中的に対策を講じるものに限定し、対策後は、府民協働の取組みや市場メカニズムのつとめた体制に移行することを旨とする



検討会議の設置・開催状況

〔検討事項〕 森林の保全及び都市の緑化の推進に関する施策及び財源の確保について

専門分野	氏名	所属	備考
造園学	増田 昇	大阪府立大学大学院	教授
地方財政学	中井 英雄	近畿大学	教授
森林科学経営学	梶原 晃	追手門学院大学	教授
環境経済学地方財政論	藤田 香	近畿大学	教授
森林水文学	藤治 光一郎	東京大学演習林	
建築設備環境工学	鍋島 美奈子	生體水文学研究所	准教授
		大阪府立大学	准教授

〔開催状況〕

- 第1回 (H26.1.16)
- 第2回 (H26.2.24)
- 第3回 (H26.3.27)
- 第4回 (H26.5.15)
- 第5回 (H26.7.22)
- 第6回 (H26.7.31)
- 第7回 (H26.9.11)

中間とりまとめ (案)

森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議の検討状況(中間とりまとめ案の概要) (2/2)

みどり・都市環境室

〔基本的な考え方〕緊急かつ集中的に実施すべき新たな事業で、その受益が広く府民に提供されるもの

※事業規模については、一定の試算による概算(合計約100億円/5年)

①自然災害から府民の暮らしを守る

山地災害危険地区 32,188ha

新たな財源確保による取り組み

予防的対策

山地災害危険地区内で、これまで未着手の森林について流域全体の災害防止対策を実施

- 危険渓流の流水対策（アラツのうち最優先地区の40箇所〔1,000ha〕）
 - ・危険木の除去・撤出、簡易流水防止工、地域連絡協議会の設立等
- 国道・府道沿い森林の健全化（25路線）
 - ・ナラ枯れ・放置竹林の予防的伐採、樹種転換

事業規模 40億円

②健全な森林を“次世代”へつなぐ

人工林 19,853ha

林業経営が見込めるエリア（4,000ha・40地区）に限定し、自立化を支える基盤づくりと人材育成

- 間伐材を搬出利用するための基幹的な作業道と土場の整備
- 木材の生産・流通をコア・ネットワークし、林業のビジネスリーダーとなる人材の育成
- 森林・木材への理解を深めるため、府内産材による子育て施設の内装等の木質化

事業規模 17億円

③みどりの充実により魅力ある大阪を創出する

都市緑化の充実(6,000ha)

都市部のみどりのボリュームを増やす
〔200ha（甲子園球場50個分）〕

- 中心市街地や主要駅周辺部等でのヒートアイランド対策に寄与する緑陰づくり（30地区〔100ha〕）
- 活用できるみどり空間の創出
 - ・市民緑地等、街道のみどりの一里塚等（250箇所〔100ha〕）

事業規模 43億円

一般財源での取り組み

治山事業

復旧対策

○治山事業により、保安林内での土石流等の災害復旧対策を実施

◇現行の予算規模：約6億円/年

○切捨て間伐を実施

◇現行の予算規模：約1億円/年

○みどりの風促進区域における民間緑化の支援
○都市公園の整備 など

◇現行の予算規模：約11億円/年

これまでの検討の総括

○森林率や緑地の占める割合がいずれも全国で最低水準にあり、また、都市と森林が近接し、自然災害への対応が求められる大阪であるからこそ、緊急かつ集中的に、より一層の対策を講じることが必要

○その財源については、今後、府民税均等割の超過課税を基本に検討を深めることが必要

○今後、多くの府民の声を聴くとともに、府民の安全を守ることがはもとより、健全な森を次世代に引き継ぐことや都市のみどりを充実させることについても、しっかりと取り組み、その受益が広く府民に行き渡るように配慮することが重要

○府民の理解・協力を得るためにも、施策の計画から事後の評価まで、府民参加のもとに協働で取り組むことが必要

参考：他県の森林環境税導入状況

全国35県が県民税の均等割の超過課税により森林保全等の施策に充当

〔超過税額〕

- ・個人府民税均等割 400円～1,200円上乗せ
- ・法人府民税均等割 5%～11%上乗せ

土砂の埋立て等の規制に関する条例の検討について

背景

<条例の必要性>

- ◆大阪府においては、土砂の埋立て等の行為に対して、安全を確保するための府域統一的な規制制度がなく、土砂が無秩序に積上げられる事案あり
- ◆本年2月には、豊能町木代の残土処分場において土砂の崩落事故が発生したところ。ひとたびこのような事故が発生すれば、その影響は各方面にわたって非常に大きいことから、再発防止策が求められる
- ◆埋立て等の行為地の周辺住民からは、土砂の搬出元や性状が不明であることから、生活環境への影響を不安視する声あり
- ◆市長会・町村長会から府域全域を対象とした規制条例制定の要望あり (H26.7.4)

※既存法における規制

○開発行為に制限を課す森林法や砂防法等の既存法の適用区域であっても、それぞれの法は土砂の埋立て等の行為の安全確保を主目的としていないことから、効果的かつ規制指導が困難な場合あり

※土砂の埋立て等の行為を規制する条例の制定状況

○17府県が、住民の安全確保や生活環境保全等の観点から、一定規模以上の土砂の埋立て等の行為について、あらかじめ許可を受けなければならないことを義務づける条例を制定
○府内の6市町が、土砂の埋立て等を規制する条例を制定

条例検討の経過・今後の予定

◆平成26年5月議会 知事答弁

市町村との適切な役割分担のもと、府民の安全・安心の確保を最優先に、府全域の土砂の不適正な埋立てを規制するため、他府県の例も踏まえながら、9月議会中の条例提案に向け取り組んでいく。

◆大阪府環境審議会

・平成26年6月19日 土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方について諮問
・7月24日、8月11日、21日、9月1日
4回にわたり専門部会を開催し、部会報告とりまとめ

【土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方検討部会 委員名簿】

氏名	職名
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授 (地盤環境工学、土壌・地下水汚染)
黒坂 則子	同志社大学法学部准教授 (行政法、環境法)
田中 龍一	豊能町長
榊田 寛好	一般社団法人大阪建設業協会 (環境委員会幹事)
第田 貴一	大阪大学大学院工学研究科教授 (地盤工学)
藤原 龍男	貝塚市長
山田 優 (部会長)	大阪市立大学名誉教授 (環境工学、地盤工学、建設防災)

・9月12日 環境審議会本審において部会報告 (答申予定)

◆検討体制

・8月1日 みどり・都市環境室内に条例制定チームを設置

都市整備部、住宅まちづくり部との業務職員を配置し、部局横断による体制を整備

◆環境審議会からの答申を受けた上で、府議会での御議論、パブリックコメント等を踏まえ、条例案作成。9月定例会中 (後半) に議会提案

環境審議会・部会報告の概要

◆基本的な考え方

土砂の埋立て等による災害を防止し、周辺住民の生活環境の保全を図るためには、埋立て等の行為者の義務、施工に係る技術基準等を定めた実効性のある規制制度が必要であり、土砂の埋立て等の規制に関する条例を制定することが適当

◆主な規制の考え方

以下のような内容とするのが適当

【許可】

○府域全域を対象とし、一定規模 (3,000m³程度) 以上の土砂の埋立て等について、許可制とする

【行為者に求められるもの】

(行為前)

- 周辺住民の理解を求めため、事業内容を住民に周知
- 災害防止対策及び生活環境保全対策に係る計画の提出
- 事業を計画通り遂行するに足る資力 など (行為実施中)

- 災害防止対策：施工に関する技術上の基準遵守 (法面勾配、擁壁・排水施設設置等)
- 生活環境保全対策：施工に伴う生活環境への影響を防止するための措置

○搬入土砂の発生場所や性状の把握 (搬入する土砂の発生場所や、汚染のおそれがないことを証する書類により確認)

○管理台帳の作成 (毎日、搬入量等を台帳に記載)

○定期的な報告 (台帳に基づき一定期間ごとに施工状況や水質調査結果等を知事に報告)
➢ 府においては、基準への適合状況等を確認するため適宜、立入検査。必要に応じて、是正指導

※上記の行為者への規制に加え、効果的に不適正な埋立て等の行為を防止するため、次のような制度についても検討すべき

○土地所有者の義務

・定期的な施工状況の確認、不適正な行為があった場合の報告

○不適正な埋立て等が行われ、災害発生のおそれが高い土地に対する措置

・行為者が命令等に従わず埋立て等が継続され、住民の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれのある場合、当該土地に対して搬入を早急に停止させるための方策

【規制遵守のための担保措置】

○命令、許可の取消し、さらには命令に従わない場合等の罰則など

(参考) 地方自治法で認められる罰則の量刑上限：2年以下の懲役、100万円以下の罰金

◆市町村条例との役割分担

○市町村条例とは原則、面積ですみわけ

○埋立て等の行為が存在する市町村に対しては、府の条例と相まって効果的に不適正な行為を防止するため、地域の実情に応じた条例制定を働きかけるべき

大阪府食品流通センター府保有株式売却先の再公募について(報告)

- 本府の出資法人である株式会社大阪府食品流通センター(茨木市)の民営化に向けて、9月10日から株式売却先の再公募を実施。
- 昨年7月の公募に応募者がなかったため、今回は、府以外の株主の保有株式を含めた全株協調売却方式とし、公募期間は約3ヶ月を予定(前回2ヶ月)。

□公募の概要 (9月10日午後2時から府HPに掲載)

- 府保有株(306,000株)と他の株主の株式も含めた全株協調売却方式(計588,200株)。
- 前回と同様、株式取得後の法人資産を活用した事業提案を求める(提案型公募)。
- 最低制限価格は計948,600千円(府売却分/1株当たり3,100円)※前回3,200円
- 附属機関条例に基づき設置している選定委員会で、購入価格及び事業提案の内容等を審査の上、最も優秀と認められる事業者を優先交渉権者として選定。

□今後の予定

- 9月10日 公募開始(9月29日公募説明会)
- 10月1日 応募受付開始
- 11月28日 応募受付終了
- 12月以降 提案事業に係るプレゼンテーション審査⇒優先交渉権者の選定
⇒2月定例府議会に株式譲渡の承認を求める議案を提出

◆会社の概要

名 称	株式会社大阪府食品流通センター(茨木市宮島一丁目)		
設 立	昭和49年6月設立	業務開始	昭和53年5月
代表取締役	西谷一彦(環境農林水産部理事。26年4月1日から派遣)		
主 な 事 業	府中央卸売市場付設関連食品卸売団地の設置及び管理運営 【店舗等貸付状況(平成25年度)】賃貸率71% 賃貸額3.6億円		
株主構成(計60万株 額面3億円)			
府(51%)			
OUGホールディングス(株)・(株)大水・大果大阪青果(株)・大阪北部中央青果(株)(各6%)			
府信用農業協同組合連合会(9.8%) 全国共済農業協同組合連合会(5%)			
全国農業協同組合連合会(3.3%) りそな銀行(4.9%) 自社株(2%)			

～大阪府環境基本条例第9条に基づく府議会への報告事項～

1 府民の参加行動

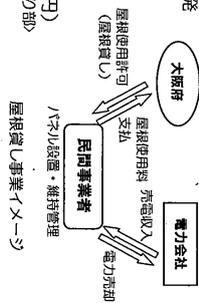
- 「豊かな環境づくり大阪行動計画」推進事業 (2,317千円)
 - ・豊かな環境づくり大阪府民会議で「豊かな環境づくり大阪行動計画」を策定
 - ・環境の取組みを発信し行動を広げる「発掘！おおさかエコ事典(大学編)」等、実践活動の実施
- 環境教育等行動計画の推進 (一)
 - ・大阪府環境教育等行動計画に基づき、環境情報の提供、教材・プログラムの整備、民間団体等への支援、普及啓発の実施などにより、府民の環境学習や主体的な環境保全活動を推進



実践室「いこらほ」での環境学習

II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築

- 「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく届出指導 (1,23千円)
 - ・エネルギーを多く使用する事業者(特定事業者)への温室効果ガスの排出・人工排熱の抑制の指導・助言を実施。
 - (2012～14年度を計画期間とする事業者の2012年度温室効果ガス排出量は、基準年度(2011)から2.4%削減)
- 省エネ行動等の普及啓発事業 (55千円)
 - ・HP「省エネ生活のすすめ」「節電ポータルサイト」とエコアクション21による啓発
 - ・活動事例発表会などによる地球温暖化防止活動推進員の活動支援
 - ・エコアクション21のイベント等での活動回数: 39回
- 道路照明灯のLED化 (114,059千円) (都市整備部)
 - ・道路照明灯約23,000灯をLED方式により全LED灯へ更新
- 府有施設の屋根貸しによるソーラーパネル設置促進事業 (1,804千円) (住宅まちづくり部)
 - ・設置条件や公募方法の検討、事業者公募の実施
 - ・5社7工法の標準工法として認定、事業者3者決定



II-2 資源循環型社会の構築

- 循環型社会推進計画の推進 (232千円)
 - ・府内市町村の一般廃棄物排出量等の集約・公表、府内市町村等の課題・取組に関する情報交換、排出事業者等への指導による3R、適正処理の推進
- 最終処分場の安定的な確保等 (102,008千円)
 - ・大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)の促進、堺第7-3区(産業廃棄物最終処分場)の適正な維持管理
- 産業廃棄物の不適正処理の根絶 (150,043千円)
 - ・排出事業者や土地所有者等への指導・啓発、不適正処理の迅速な問題解決(不適正処理件数286件(前年度比21%減))
 - ・早期発見による新規事業の早期是正及び長期継続事業に対する着実な改善指導



フェニックス処分場における廃棄物受入

II-3 全てのいのちが共生する社会の構築

- 共生の森づくり活動推進事業 (6,281千円)
 - ・共生の森(約100ha)において、府民協働の森づくり活動等を実施(参加人数のべ1,742人)
- 大阪生物多様性保全ネットワークの取組み推進 (945千円)
 - ・生物多様性の現状把握と評価の取組みを推進する、研究機関、団体、行政等のネットワーク
 - ・レポート・ワークショップ改訂結果を活用した生物多様性ガイドブック1,000部作成
- 農空間保全地域域制度の推進 (64,961千円)
 - ・遊休農地の解消等、府民参加で農空間を守る取組みの推進(遊休農地の解消 74.6ha)



生物多様性ガイドブック「大阪府レポート2014」

II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築

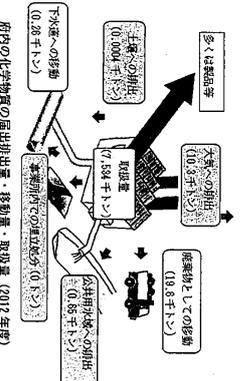
- 良好な大気環境を確保するために
 - 微粒子状物質(PM2.5)の現状把握と的確な注意喚起の実施 (14,005千円) ※一部
 - ・監視体制の整備(府管理測定局:2012年度末17局→2013年度末20局)
 - ・成分分析等による発生源等と広域移流の調査研究
 - ・注意喚起の情報提供実施、粒子状物質全体の排出抑制推進
 - 流入車対策の推進 (33,233千円)
 - ・通合車等へのステッカー交付、立入検査・指導の実施、違反者への命令及び氏名等の公表(立入検査111回、検査台数6,264台、非適合車の割合(普通貨物自動車):2007年度17%→2013年度1%)
 - 光化学オキシダント・VOC(揮発性有機化合物)対策の推進 (494千円)
 - ・法・条例に基づく排出規制や化学物質管理制度による自主的取組の促進。
 - (VOC)届出排出量の削減:2011年度10.3千トン→2012年度9.9千トン)
 - ・光化学スモッグ発令時の府民周知、緊急時措置の対象工場への排出削減要請(のべ1,493件)。
 - オゾンハート飛散防止対策の推進 (3,160千円)
 - ・立入検査(566件)
 - (法・条例)に基づく立入検査429件(うち届出対象規模未満293件)、ストロー137件)
 - ・現場での迅速な濃度測定(20件)、飛散防止対策の徹底指導
- 良好な水環境を確保するために
 - 大阪湾の再生 (1,480千円)
 - ・大阪湾環境保全協議会における大阪湾の環境保全の普及啓発(イベント出席5回)
 - ・大阪湾再生行動計画による施策推進(陸域負荷削減、藻場造成・ば地対策等の海域環境改善、モニタリングの実施)
 - 生活排水対策事業 (282千円)
 - ・市町村生活排水処理計画の見直し等の技術的支援(適正処理率94.1%)
 - ・家庭における生活排水対策の啓発(街頭啓発等12回)
 - 化学物質のリスク管理を推進するために
 - 環境リスクの高い化学物質の排出削減及びリスクコミュニケーションの推進 (395千円)
 - ・法・条例に基づく排出量等の届出による自主的取組の促進(届出件数:法1,636件、条例1,364件)
 - ・化学物質の化学物質リスク低減の自主管理の促進(適正管理指針の改正)
 - ・発着物の化学物質リスク低減セミナー(1回開催、483人参加)による府民・事業者・行政の対話推進



流入車規制立入検査



フェニックス-OSAKA2014における大阪湾の環境保全の啓発

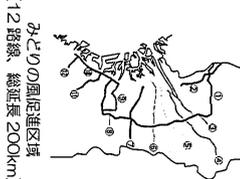


III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

- 「みどりの風促進区域」における緑化の推進 (245,241千円)
 - ・公共緑化の重点化、都市計画手法による民有地緑化の誘導、企業とのタイアップによる緑化促進(年間植栽実績2500本(民有地緑化:27地区・約1600本、公共緑化:約900本))

IV 環境と成長の両立に向けて

- 環境技術コーナーネット事業 (648千円) ※
 - ・事業者を対象に環境技術相談、情報提供及び技術評価(おおさかエコブック)などを実施。
 - (技術選定6件、セミナー・展示会出席計8回、メールマガジン発行36回)



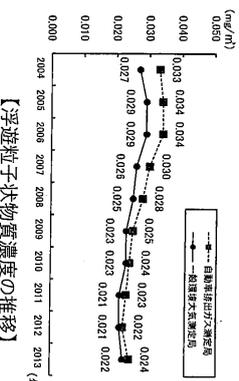
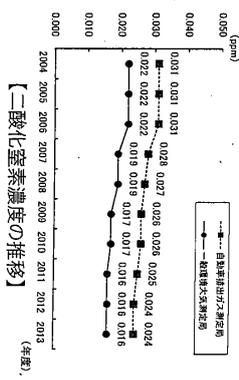
みどりの風促進区域(12路線、総延長200km)

2013(平成25)年度 おおさかの環境の状況(概要)

～府域の生活環境はおおむね安定的に推移しているが、大気におけるPM2.5(微小粒子状物質)など、さらなる改善が必要な項目もある～

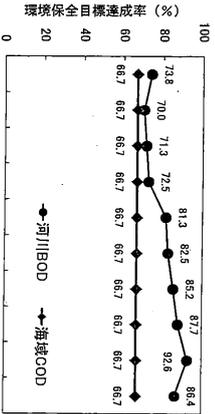
大気関係

○二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)の濃度は緩やかな減少傾向にあり、2013年度はNO₂については全102高で、SPMについては101局中2局を除いて環境保全目標を達成した。
○光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)は全局で環境保全目標を達成しなかった。
なお、PM2.5の年平均濃度、及び光化学オキシダントの要因物質である非メタン炭化水素の年平均濃度については、緩やかな改善傾向で推移している。



水質関係

○2013年度は河川BOD及び海域CODにおいて環境保全目標の達成率は86.4%、66.7%。概ね改善又は横ばい傾向で推移している。
○カドミウム等の健康項目は環境保全目標を概ね達成している。



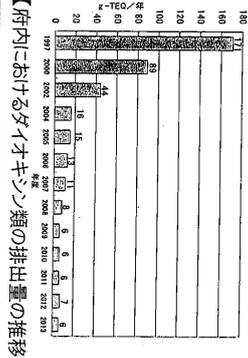
騒音関係

○道路沿道における騒音に係る環境保全目標の達成率は改善傾向で推移している。
※達成状況は、沿道に立地する住居等のうち、騒音レベルが基準値以下の住居等の割合を推計

【道路に面する地域における環境騒音に係る環境保全目標達成率の推移】

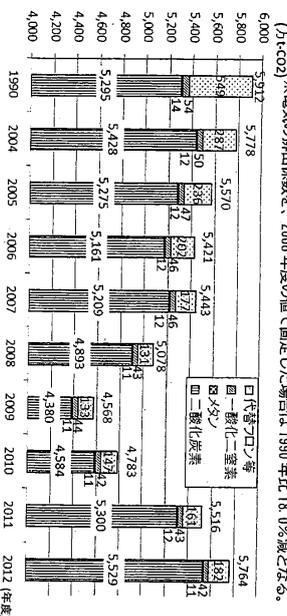
化学物質関係

○ダイオキシン類や化学物質については、環境中への排出量は減少傾向にある。

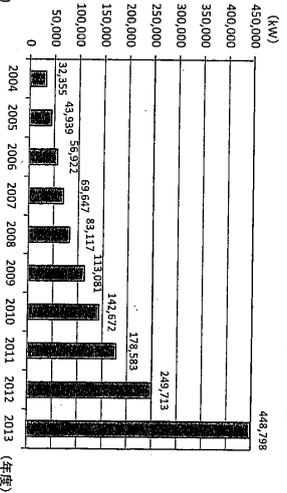


地球温暖化・ヒートアイランド関係

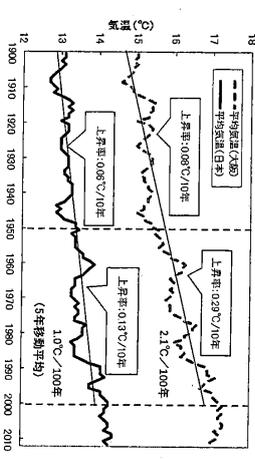
○2012年度の温室効果ガスの排出量は、2011年度と比べ4.5%増加しているが、基準年度(1990年度)と比べると2.5%減少している。
○CO₂の排出削減を、2008年度の値で固定した場合、1990年比18%減となる。



【太陽光発電設備の導入状況の推移】



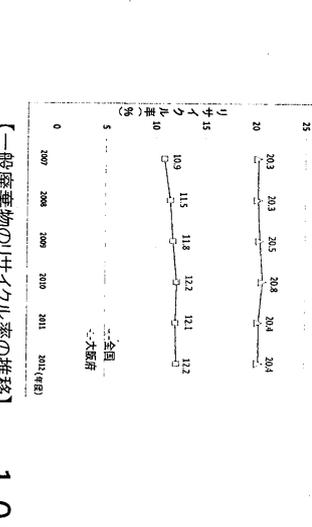
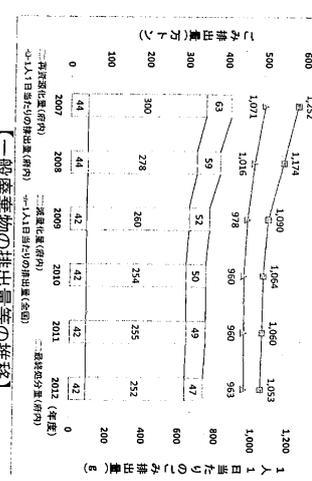
○年平均気温は、全国の年平均気温を上回る状況で推移している。



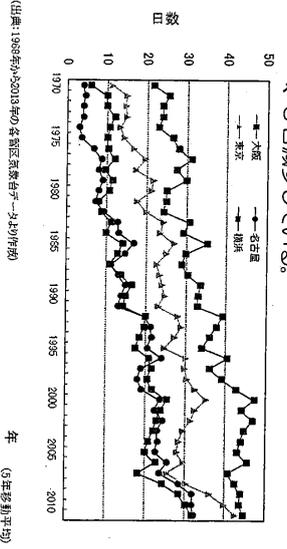
【年平均気温の推移】

廃棄物の減量化・リサイクル関係

○一般廃棄物については、1人1日当たりの排出量は全国平均を上回っているが、2007年度から2012年度にかけて16%と全国を上回るペースで減少している。



【熱帯夜※数の推移】



【太陽光発電設備の導入状況の推移】

(地独) 環境農林水産総合研究所の業務実績に関する評価結果等の報告について

環境農林水産総務課

報告の根拠 平成24年度から地方独立行政法人化した大阪府立環境農林水産総合研究所(以下「環境水総研」という。)の平成25事業年度業務実績に対する評価結果について、外部専門家からなる評価委員会から報告を受けたため、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により府議会に報告するもの。

1 地方独立行政法人法に基づく業務実績に関する評価結果の報告

平成25事業年度における環境水総研の主な取組と実績

提出予定議案第●●号関係

(1) 府民サービスに係る技術支援の実施と情報発信

- 事業者に対する技術支援
 - ・業界団体や金融機関などと連携し事業者支援を実施
 - ・事業者(農林畜産・水産ほか)に対する技術相談・指導(201件)
 - ・事業者からの委託研究(20件)、事業者との共同研究(13件)を実施
- 行政に対する技術支援(知見等の提供、調査・分析)
 - ・農作物の病害虫や栽培技術また生物多様性関連などの相談254件
 - ・知見や技術情報を提供
 - ・有害大気汚染物質等のモニタリングや、河川のダイオキシン類等の行政依頼検体の分析等実施
 - ・府入札事業者の技術認定・クロスチェックを実施

(2) 技術支援の基盤となる調査研究の実施

- 重点研究分野(20課題)、新たな研究分野(課題)など、計114課題の調査研究を実施
- 新たな研究分野
 - ・微小粒子状物質(PM2.5)高濃度要因解明のための調査研究
 - ・大阪産(もん)を利用した新商品開発等に取組む事業者を技術的に支援(「大阪産(もん)チャレンジ支援事業」)
 - ⇒「紅たてま」プロジェクト、「泉州水なす塩」等の開発
- 学術論文(37件)と学会等(65件)計102件を発表
 - 【今年度数値目標100件以上】

(3) 研究業務の質的向上

- 調査研究資金の確保
 - ・農林水産省、環境省など49件の外部競争的研究資金に応募
 - 【今年度数値目標40件以上】(採択率43%・受託研究等収益77百万円)
- 調査研究の評価
 - ・府からの研究依頼事項(47課題)について、府の評価(4段階評価)が総合評価の平均値3.6と高評価【今年度数値目標3以上】
- 知的財産権の取得・活用
 - ・知的財産権確保・活用のため特許・新品種・著作権の出願などを実施(25年度新規特許出願7件・特許保有数19件)

(4) 業務運営等の改善と効率化

- 業務運営・組織運営の改善
 - ・効率的・効果的な組織体制への見直しを推進し、研究・プロジェクト体制の強化を図るためグループの再編や人事育成制度を整備するなど、法人運営の基盤強化を図る

2 地方自治法に基づく経営状況の報告

行政改革課提出予定議案

【平成25年度損益計算書の概要】

◆経常費用 A	18億59百万円
◆経常収益 B	19億48百万円
内、運営費交付金	17億6百万円
受託研究等収益	61百万円
◆経常利益 C (B-A)	89百万円
◆目的積立金取崩額 D	1百万円
◆当期総利益 (C+D)	90百万円

H25決算剰余金
(当期総利益)
90百万円

■剰余金のうち、以下の承認基準に該当する額は、知事が承認の上、環境水総研の調査研究等に充当できる規定あり。(地独法第40条第3項)

- 地独法に基づく承認基準
- ①中期計画・年度計画の記載内容に照らして法人が行うべき業務を効果的に行った結果生じた利益
- ②運営費交付金及び国等の補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益
- あらかじめ評価委員会の意見を聴取

【評価委員会によるH25事業年度評価結果】

《全体評価》
「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している」
《判断理由》
○全ての大項目(1)～(4)がA評価(「計画どおり進捗」)
○研究所が有する知見等の情報を積極的にかつ分かりやすく発信したことを高く評価。
○新たな取組として、金融機関と連携したラボツアーなどを実施
・ホームページの改善・機能の充実など、様々な技術支援を実施
○公的機関としての役割を十分果たしている。
・環境・農林・水産各分野で社会的問題となった課題に対する調査・分析
・中小事業者に向けた「省エネ・省CO₂相談窓口」の自主運営
・行政課題の解決に向けた必要な知見等の提供
・地方独立行政法人としての役割の発揮
・大阪産(もん)を利用した新たな商品開発の支援
・PM2.5の高濃度発生要因の解析を通じ府の環境行政への貢献
○日常の使命を遂行しつつ、重点研究分野の取組を強化し、新たな取組へも積極的に挑戦していることを評価。
○今後とも取組をさらに充実させ、情報の積極的かつ分かりやすい発信に引き続き努められたい。

《大項目評価》

No	項目	評価結果	No	項目	評価結果
(1)	府民サービスに係る技術支援の実施と情報発信	A 計画どおり	(2)	技術支援の基盤となる調査研究の実施	A 計画どおり
(3)	研究業務の質的向上	A 計画どおり	(4)	業務運営等の改善	A 計画どおり

S:特筆すべき進捗状況 A:計画どおり B:おおむね計画どおり C:計画を十分に実施できていない D:重大な改善事項あり

■知事が承認した額(目的積立金) 87百万円

(参考:前年度同額の87百万円)

- (承認の理由)
- ・効果的な人員配置等による人件費削減の効果によるもの
- ・外部研究資金の獲得で所内経費削減効果によるもの
- ※目的積立金は、中期計画に定める使途(調査研究の強化等)に充当予定。